



市政への相談事は  
佐藤ふみおへ  
電話029(831)5397

この市議会報告は政務活動費で作成しました。

# 市議会報告

発行:かすみがうら市議会議員(日本共産党)佐藤ふみお  
事務所:かすみがうら市稲吉東4-5-18  
Tel 029(834)7366 Fax 029(834)7367



## 6月定例議会

# 物価高騰から市民の暮らしを守る市政を 学校給食費完全無償化と水道基本料金の減免を求める

2025(令和7)年かすみがうら市議会第2回定例会の6月11日の一般質問で私は、(1)学校給食費無償化や補聴器購入助成に係る請願採択に対する市長の基本的認識について(2)住宅リフォーム助成の減額について(3)水道事業の広域化について(4)不登校問題への対応について—の4項目について、宮嶋市長・井坂教育長及び担当部長に質しました。今回はQ&A方式で報告します。

Q 学校給食費完全無償化はどうなっているのですか。

A 現在は、2人目以降の児童生徒は無償化しています。完全無償化には約1億6千万円の財源が必要ですが、一般会計予算の0.8%あれば可能です。

宮嶋市長は「市単独で無償化するには安定的な財源額確保が難しい」と答えましたが、「令和5年度には臨時交付金を活用し、7ヶ月間の児童生徒の給食費無償化を実施した」とも述べました。

私は、「今回も、国の『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』を活用すれば、限定的でも学校給食無償化ができたのではなかったか」と指摘しました。さらに物価高騰に苦しむ市民の暮らし応援のために一昨年実施した「上水道基本料金の減免」を求めました。

佐藤議員談：子育て支援に今必要なことは、基金を溜め込むのではなく、学校給食費の無償化に真剣に取り組むことです。新婦人かすみがうら支部が提出した「給食無償化・地場産、有機食材の拡充を求める」請願は全会一致で可決されています。市長は重く受け止めるべきです。

小学校(月額)		中学校(月額)		小学校(月額)		中学校(月額)		小学校(月額)		中学校(月額)	
水戸市	無償化	無償化	鹿嶋市	4,300	4,700	取手市	4,570	5,080			
笠間市	第3子のみ無料		潮来市	無償化	無償化	美浦村	4,400	4,700			
ひたちなか市	4,300	4,700	神栖市	2024年度は無料		阿見町	第3子~無料				
常陸大宮市	3,500	3,900	行方市	4,000	4,300	河内町	無償化	無償化			
那珂市	4,300	4,700	鉾田市	無償化	無償化	利根町	無償化	無償化			
小美玉市	無償化	無償化	土浦市	無償化	無償化	古河市	無償化	無償化			
茨城町	4,000	無償化	石岡市	無償化	無償化	結城市	小・中に3人以上在籍で第3子~無料				
大洗町	第2子1/3・第3子1/2補助、第4子~無料		龍ヶ崎市	小・中に3人以上在籍で第3子~無料 中学3年生は全員無料		下妻市	3,675	4,175			
城里町	無償化	無償化	牛久市	4,320	無償化	筑西市	無償化	無償化			
東海村	4,200	4,600	つくば市	4,100~4,300	4,700	坂東市	無償化	無償化			
大子町	無償化	無償化	守谷市	4,207	4,536	桜川市	高校生まで子ども2人以上で第2子~無料				
日立市	無償化	無償化	稲敷市	無償化	無償化	常総市	3,800	4,200			
常陸太田市	全員半額		かすみがうら市	第2子~無料		八千代町	無償化	無償化			
高萩市	第2子半額、第3子~無料		北茨城市	無償化	無償化	五霞町	3,850	4,260			
北茨城市	無償化	無償化	つくばみらい市	3,700	4,300	境町	無償化	無償化			

学校給食費無償化21市町村に広がる 2025年4月現在

Q 住宅リフォーム助成金が半分(400万円)に削減されましたが何故ですか。

A 市長は「すべての事業を見直し、縮減した」と答弁していますが、地元の商工業者への仕事興し、住まいは人権との認識に欠けているのではないのでしょうか。

2024(令和6)年度は776万6千円の助成金(支出額)に対して工事総額は1億1,178万円でした。14.4倍の経済効果がありました。

しかし、市長は「補助金が半分だから売上が半分になるということでもない」と述べた上で「市内の業者はリフォームをやってる業者だけではない。公平性の面から『何でリフォーム業者だけ助成するのか』との声もあるので、全体的なバランスも考えながら、今後も検討したい」等と答弁しています。

住宅リフォーム助成制度は地域経済の活性化や市民の居住関係の向上を図るために、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に工事費の10%(上限10万円)を補助するようになっています。その補助額が300万円から始まり800万円と拡充されてきました。財政が厳しいとして住宅リフォーム助成金を半減したことは市内の商工業者の生業(なりわい)と市民の暮らし応援にはならないと思います。申請件数は100件を超えています。内訳も台所・風呂等、屋根・外壁・雨樋、トイレやエアコン等全て網羅されており居住環境の改善に役立っています。「住まいは人権」という観点が必要ではないのでしょうか。

Q 茨城県が計画している『1県1水道』にメリットはあるのですか。

A 地下水という自己水源を放棄して、すべて県から受水するとなれば、水道料金が大幅に上がることが想定されます。メリットはありません。

私は、茨城県が計画している『1県1水道』は、無駄な水源開発である霞ヶ浦導水事業の負担金や県水の完全受水のための工事等を考えると単独での経営が有利であると考え、加入すべきではないと主張してきました。暫定水利権と言われる地下水はかすみがうら市にとって貴重な自己水源です。単独経営を貫けば自己水源である地下水は保全できます。

当市の水道事業会計の決算報告書（令和5年度）に基づいて水道料金について試算しました。

現在、当市が県から受水しているのは千代田地区の下稲吉第2浄水場が県南西用水供給事業から4,600m<sup>3</sup>で、霞ヶ浦地区の霞ヶ浦浄水場が県中央用水供給事業から2,100m<sup>3</sup>となっています。これに基本料金と従量料金（実際使用した水量）を合計すると県への支払額は2億9762万円になります。これを全て県水へ移行した場合は、6億880万円となり、県への支払金は約2倍となります。人口減で受水量が減り続けても県水料金が下がることは考えられません。

○各市町村等の経営の一体化の意向状況

区分	市町村等名
令和6年度基本協定締結(21事業体)	古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町※ ※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置
検討中(12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団 ※2025年度での協定締結を目指す市町村あり
単独経営継続(10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、神栖市、東海村、境町、茨城県南水道企業団

【右図】をご覧ください。

2024（令和6）年度基本協定を締結した事業体は21ですが、その割合は29%です。一方、単独経営を継続する事業体は10ですが、その割合は48%となっています。

単独経営継続事業体が半分いるわけですから、この『1県1水道』という事業は事実上頓(とん)挫してののではないのでしょうか。

Q 子どもの不登校は、小中学校で34万人を超えました。本市の不登校対策はどうなっているのですか。

A 本市における不登校への対応は、①教育支援センター「ひたちの広場」にて相談事業を実施しています。②校内フリースクールや学校オンライン相談窓口を設置しています。③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、定期的な学校生活アンケートの実施などの対応を図っています。

子どもの不登校は、茨城県では小学校2,978人、中学校5,009人、合計7,987人です。

教育長は、「本市の小中義務教育学校における不登校児童・生徒数は、令和7年3月末現在で、小学校（義務教育学校前期課程含む）28名、中学校（義務教育学校後期課程含む）71名、合計で99名となっており、前年比で12名減少してはいますが、コロナ禍を契機に経年で見ますと、増加傾向にあります。

①～③を通じ、児童生徒が悩みや、不安、不調などを早めに相談できるよう体制づくりに努めています。

また、児童生徒に対する取り組みのほか、保護者への取り組みとして、不登校について考える保護者の集い『陽だまりの会』を令和5年度から開催し、講師をお招きして“子どもへのかかわり方”などの講演を聞くほか、座談会を行い、保護者の精神的な負担の軽減に努めています」と答えました。

私は、「不登校問題の解決には、子どもの気持ちを大切にしながら取り組むことが必要と考えます」と指摘、「子どもの不登校が10年間で急増していることから、日本共産党は5月23日に『不登校についての提言』を発表しました」と述べた上で提言の概要を説明しました。

「提言は二つの柱からなります。第一は、いま行き渋りや不登校で悩んでいる子どもと親（保護者）が安心できる支援策です。第二は、過度の競争と管理の教育を見直し、子どもたちが通いたくなるような学校をつくることです。

提言は第一の柱で、『不登校は、子どものせいではありません』『不登校を怠けや弱さと捉えたり、親の甘やかしのせいだと言うのは誤りです』としました。さらに子どもの権利の立場から『子どもが学校に行くことは義務ではない』『子どもは安心して休む権利がある』と明記した。」と述べ、教育長に『提言』への見解を求めました。

教育長は、「ご提言の内容については、十分精査をさせていただきましたが、学校環境には様々な課題があり、児童生徒の並びに保護者・教職員への対応が必要であることから、本市におきましても、不登校に対する対策の他に、課題に対する様々な取り組みを進めてるところです。

市教育委員会といたしましても、児童生徒の育成にはより良い学校環境を望まれていますので、子供の気持ちを大切しながら、教育活動がさらに円滑に進むよう、現在の取り組みを検証しながら、予算の確保に努めて参りたい」と答えました。